

令和6年度花巻市明るい選挙推進協議会総会

日 時：令和6年5月30日（木）午前10時
場 所：花巻市役所本庁舎 3階 302・303会議室
大迫総合支所 2階 防災センター
石鳥谷総合支所 3階 大会議室
東和総合支所 1階 第1会議室

1 開 会

2 あいさつ

花巻市明るい選挙推進協議会 会長 高橋 修

3 議 事

報告第1号 令和5年度花巻市明るい選挙推進協議会事業報告について
議案第1号 令和6年度花巻市明るい選挙推進協議会事業計画（案）について
議案第2号 花巻市明るい選挙推進協議会役員の選任について

4 その他

- ・令和5年9月3日執行岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の結果について
- ・選挙啓発授業について

5 閉 会

報告第1号

令和5年度花巻市明るい選挙推進協議会事業報告について

令和5年度花巻市明るい選挙推進協議会事業の実施状況を別紙のとおり報告する。

令和6年5月30日報告

花巻市明るい選挙推進協議会
会長 高橋 修

令和5年度花巻市明るい選挙推進協議会事業報告

1 常時啓発

項 目	内 容
1 花巻市明るい選挙推進協議会総会の開催	<p>花巻市明るい選挙推進協議会の総会を開催した。(委員21名が出席)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和5年5月29日 ・場所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303会議室 大迫総合支所 2階 防災センター 石鳥谷総合支所 3階 大会議室 東和総合支所 1階 第1会議室 ・議事 <ul style="list-style-type: none"> 報告第1号：令和4年度花巻市明るい選挙推進協議会事業報告について 議案第1号：令和5年度花巻市明るい選挙推進協議会事業計画(案)について ・研修会 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙の結果について (2) 令和4年7月24日執行花巻市議会議員選挙の結果について (3) 選挙啓発授業について
2 明るい選挙啓発ポスター作品募集	<p>(1) 公益財団法人明るい選挙推進協会等が主催する「第75回明るい選挙啓発ポスターコンクール」への参加を市内小中学校及び高等学校に呼びかけ、小学校65点、中学校30点、合計95点の応募があった。</p> <p>ア 第一次審査</p> <p>令和5年9月20日に市明るい選挙推進協議会等による第一次審査会を開催し、小学校の部から5点、中学校の部から5点の優秀作品を選び、岩手県明るい選挙推進協議会等が行う第二次審査に提出した。</p> <p>イ 第二次審査</p> <p>岩手県明るい選挙推進協議会等による第二次審査では、当市から提出した10作品のうち、小学校の部において最優秀賞に1点、佳作に2点、中学校の部においては佳作に1点が入賞した。</p>

< 応募校と応募件数 >

小学校の部		中学校の部	
学校名	応募数	学校名	応募数
矢沢小学校	32	花巻中学校	24
湯本小学校	29	石鳥谷中学校	5
湯口小学校	4	花巻北中学校	1
合 計	65	合 計	30

(2) ポスターコンクール入賞作品展

岩手県明るい選挙推進協議会及び岩手県選挙管理委員会
が主催する明るい選挙啓発ポスターコンクール（第75回）
入賞作品展を市内で開催した。

ア 日時 令和6年3月15日（金）～
令和6年3月17日（日）

イ 場所 イトーヨーカ堂花巻店
2階 花巻市情報発信センター

(3) 啓発カレンダーの作製

第一次審査で入選した作品を用いて、2024年版カレ
ンダーを作製し、市内小中学校及び高等学校に送付した。

3 選挙啓発授業の
実施及び参観

(1) 当協議会主催の選挙啓発授業を実施した。

< 実施校、日時等 >

ア 花巻市立湯本小学校

日時 令和5年5月1日（月）午前10時40分
対象 6学年 30名

イ 岩手県立花巻清風支援学校 高等部

日時 令和6年3月4日（月）午後1時00分
対象 2学年 17名、3学年 29名

ウ 学校法人花巻学院花巻東高等学校

日時 令和6年3月7日（木）午後1時35分
対象 2学年 232名

エ 岩手県立花巻南高等学校

日時 令和6年3月19日（火）午前9時00分
対象 2学年 194名

< 授業内容 >

最近執行された選挙について
若年層の投票率について

	<p>主権者の役割 選挙のしくみ（模擬投票）</p> <p>(2) 岩手県明るい選挙推進協議会県南支部及び北上市選挙管理委員会が主催する選挙啓発授業を参観した。</p> <p>ア 北上市立黒沢尻西小学校</p> <p>日時 令和5年年11月15日（水）午後1時50分 対象 6学年 66名 内容 選挙制度について、模擬投票</p>
4 花巻支会研修会に参加	<p>岩手県市町村選挙管理委員会連合会花巻支会が主催する研修会が開催され、当協議会から委員2名、事務局から3名が参加した。</p> <p>(1) 日時 令和5年11月9日（木）午前10時30分 (2) 場所 一関市選挙管理委員会 (3) 研修内容</p> <p>講師：一関市選挙管理委員会事務局 演題：『移動投票所の取り組みについて』</p>
5 「20歳のつどい」で啓発活動を実施	<p>令和6年1月6日（土）に花巻市文化会館で執り行われた令和5年度花巻市20歳のつどいで、参加者に配布する記念品等に選挙啓発冊子を同封した。</p>
6 「明るい選挙推進研修会」への参加	<p>岩手県明るい選挙推進協議会県南支部主催の「令和5年度明るい選挙推進研修」が開催され、当協議会から委員2名、事務局から1名が参加した。</p> <p>(1) 日時 令和6年2月29日（木）午後1時30分 (2) 場所 北上地区合同庁舎 2階 大会議室 (3) 研修内容</p> <p>講師：岩手県立大学総合政策学部 准教授 市島宗典氏 講演：『あらためて選挙啓発を考える』</p>
7 選挙用資材の貸出	<p>選挙を身近なものに感じてもらうため、市内小中学校及び高等学校、支援学校の児童会並びに生徒会選挙等の際に、実際に各種選挙に使用する選挙用資材（投票箱・記載台）の貸出しを呼びかけた。</p> <p>※中学校5校、高等学校3校、支援学校1校に貸出しを行った。</p>
8 花巻市議会の傍聴	<p>地方自治について研修するため、花巻市議会3月定例会一般質問の傍聴会を実施した。（委員9名が出席）</p> <p>(1) 日時 令和6年3月6日（水）午前10時00分 (2) 場所 花巻市議会議事堂</p>

9 市ホームページにおける啓発	花巻市ホームページの「明るい選挙推進協議会」のページにおいて、当協議会の活動状況の紹介を行った。
10 選挙啓発冊子の送付	選挙制度や全国の啓発活動の情報を当協議会で共有するため、選挙啓発冊子「Voters」の送付を行った。(4回)

2 臨時啓発（岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙）

事業名	内容
1 広報はなまきによる啓発	投票所、有権者の資格等について掲載し周知を行った。
2 啓発看板等の設置	市役所本庁舎、各総合支所などに啓発看板、懸垂幕、選挙啓発パネルを設置した。
3 広報車による啓発	啓発看板を取り付けた広報車で市内を運行し、明るい選挙の推進と投票参加の啓発を行った。
4 インターネットを利用した啓発	市のホームページに投票日、投票所及び投票方法、有権者の資格等について掲載し、投票の周知を図った。
5 FMによる啓発	えふえむ花巻を活用して有権者に投票を呼びかけた。
6 転入者等へのチラシの配布	住民票異動手続きに来庁した市民に、投票について説明したチラシを窓口で配布した。
7 選挙啓発グッズの配布	市内のショッピングセンター等で選挙啓発グッズを配布し、投票参加を促した。

議案第1号

令和6年度花巻市明るい選挙推進協議会事業計画（案）について

令和6年度における明るい選挙の推進を図るため、別紙のとおり花巻市明るい選挙推進協議会事業計画（案）を定めるものとする。

令和6年5月30日提出

花巻市明るい選挙推進協議会
会長 高橋 修

令和6年度花巻市明るい選挙推進協議会事業計画(案)

1 目標

明るい選挙推進運動の実施にあたっては、公明正大な選挙の実現と政治・選挙に対する住民意識の高揚を図ることを目的とし、花巻市明るい選挙推進協議会と花巻市選挙管理委員会が関係団体と密接に連携し、啓発事業を効果的に推進することにより、明るい選挙推進運動の浸透を図るものとする。

また、近年の選挙においては、特に若年層の投票率が低下傾向にあることから、若年層に対する投票参加を市内学校での啓発授業を中心に重点的に呼びかけるほか、期日前投票制度及び不在者投票制度の周知を図り、今後の選挙における棄権防止に努めることを目標とする。

2 常時啓発

事業名	事業内容
1 花巻市明るい選挙推進協議会総会の開催	<p>花巻市明るい選挙推進協議会の総会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和6年5月30日(木) 午前10時 ・場所 花巻市役所本庁舎 3階 302・303会議室 大迫総合支所 2階 防災センター 石鳥谷総合支所 3階 大会議室 東和総合支所 1階 第1会議室 ・議事 <ul style="list-style-type: none"> 報告第1号：令和5年度花巻市明るい選挙推進協議会事業報告について 議案第1号：令和6年度花巻市明るい選挙推進協議会事業計画(案)について 議案第2号：花巻市明るい選挙推進協議会役員の選任について ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和5年9月3日執行岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の結果について (2) 選挙啓発授業について
2 明るい選挙啓発ポスター作品募集	<p>公益財団法人明るい選挙推進協会等が主催する「明るい選挙啓発ポスターコンクール」に応じ、将来有権者となる児童及び生徒を対象とした明るい選挙啓発ポスターの作品募集を行い、明るい選挙についての意識を育てていくものとする。また、この作品を各種施設に掲示するなど選挙啓発に利用し、一般有権者の明るい選挙推進運動への理解を求める。</p>
3 「明るい選挙推進研修」への参加	<p>当協議会の委員が、地域特性を生かした明るい選挙の推進について研修するため、岩手県明るい選挙推進協議会県南支部等が主催する研修への参加を行う。</p>

4 選挙啓発授業の実施	若年層に選挙について関心を持ってもらうため、当協議会が主催する選挙啓発授業を希望のあった市内小中学校及び高等学校で実施する。
5 選挙用資材の貸出	選挙を身近なものに感じてもらうため、市内小中学校及び高等学校の児童会並びに生徒会選挙に投票箱や記載台など実際に各種選挙に使用する選挙機材の貸出を行う。
6 花巻市議会の傍聴	地方自治についての研修を行うため、当協議会の委員による、花巻市議会（一般質問）の傍聴を実施する。 ※3月議会に合わせて行う予定。
7 市ホームページにおける啓発	花巻市ホームページの「明るい選挙推進協議会」コーナーにおいて、当協議会の活動状況を紹介するなど、明るい選挙推進運動の浸透に努める。

3 臨時啓発（選挙執行時）

事業名	内容
1 広報はなまきによる啓発	投票所、有権者の資格等について掲載し周知を図る。
2 啓発看板等の設置	市役所本庁舎、各総合支所などに啓発看板、懸垂幕を設置する。
3 広報車による啓発	啓発看板を取り付けた広報車で市内を運行し、明るい選挙と投票参加の啓発を行う。
4 インターネットを利用した啓発	市のホームページに投票日、投票所及び投票方法、有権者の資格等について掲載し、周知を図る。
5 FMを利用した啓発	えふえむ花巻を活用して有権者に投票を呼びかける。
6 選挙啓発グッズの配布	ショッピングセンター等で選挙啓発グッズを配布し、投票参加を促す。

(案)

花巻市明るい選挙推進協議会役員の選任について

花巻市明るい選挙推進協議会の役員について、規約第5条の規定により、次のとおり選任するものとする。

会 長 高 橋 修 (再任)

副会長 坂 井 守 久 (新任)

 菊 池 忠 久 (再任)

 藤 舘 茂 (新任)

 菅 原 勇 一 (再任)

令和6年5月30日提出

花巻市明るい選挙推進協議会
会 長 高 橋 修

花巻市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、花巻市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(目的)

第2条 この協議会は、市民の力を背景にして、選挙が明るく行われるように有効適切な方策を企画し、かつ、効果的な事業を実施して、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研修会、講演会、座談会及び討論会等の開催
- (2) 各種資料の収集、作成及び配布
- (3) 講師の派遣及びあっせん
- (4) 関係機関及び団体相互の連絡調整
- (5) 関係機関及び団体との事業の提携
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は花巻市と共催で行うものとする。

(組織)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる者で、この協議会の目的に賛同する者をもって組織する。

- (1) 関係の団体又は機関の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) その他会長が必要と認めた者

2 この構成員を委員と呼称する。

(役員)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名

2 役員は、総会で選任する。

3 会長は、この協議会の会務を総理し、本協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第7条 この協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、この協議会の業務に関する重要な事項について審議する。

3 役員会は、総会により委任された事項及び急施を要する事項について審議する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

5 会議の議長は、会長があたる。

(事務局)

第8条 この協議会の事務を処理するため、花巻市選挙管理委員会事務局内に事務局を置く。

2 事務局の職員は、同委員会職員をもって充てる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成18年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月19日から施行する。